

意見書（案）について

1 整備基本構想全体のイメージ

- (1) 要綱に規定された委員会の設置目的に沿って検討した事項について、島田市に意見を具申する
 - ①本庁舎が有すべき機能についての基本的な考え方
 - ②本庁舎の周辺において本市が保有し、又は保有していた施設の機能の維持及び再生についての基本的な考え方
 - ③その他、基本構想に関し必要な事項
- (2) 整備の方向性を示すこととし、具体的な施設の性能、規模等の規定は今後の整備計画に委ねる
- (3) 構想に掲げた「目指すべき姿」（＝（基本）理念）を実現していくおおよその時期を目安として示す

2 意見書の構成

- (1) 現状把握の状況
- (2) 委員会としての課題認識
- (3) 整備によって目指すべき姿＝（基本）理念の提示
- (4) 課題への対応方法（策）＝整備方針（基本方針）の提示

3 意見内容について

- (1) 現状把握の状況
 - ▶ 本庁舎：築56年。合併により職員数、事務量ともに増加。庁舎機能分散化
 - ▶ 文化施設：市民会館除却後の機能再生を検討中。2度の合併を経て現在3施設を保有
- (2) 委員会としての課題認識
 - ▶ 本庁舎：建物老朽化と機能劣化、災害対応、床面積の不足、ワークスタイルの変化 等
 - ▶ 文化施設：市民会館機能再生を考えた場合、文化振興のあり方や劇場・ホールに期待される役割の変化を踏まえ、市としての文化施策の方向性を定めた上で、「財政運営上の不安要素の解消」と「人材の確保」に向けた準備が必要
 - ▶ まちづくり：市の中心地としてあるべき姿（拠点機能、にぎわい）
- (3) 整備によって目指すべき姿＝（基本）理念の提示
（例）「行政運営、文化振興、市民交流の拠点となるエリア」
- (4) 課題への対応方法（策）＝整備方針（基本方針）の提示